

神林総合運動公園の使用について

新型コロナウイルスの緊急事態宣言延長に伴い、神林総合運動公園の利用は以下のようになります。

◆ 屋外施設の利用条件

- ① 令和2年5月8日 ~ 当面の間 **平日のみ**（土・日曜日は除く） **午前9:00～午後5:00まで利用可**
- ② 市民の個人利用のみ可（団体利用は不可）
- ③ 高校生以下の使用は不可

◆ 屋内施設の利用について

- ① 令和2年5月8日 ~ 当面の間 **平日のみ**（土・日曜日は除く） **午前9:00～午後5:00まで利用可**
- ② 市民の個人利用のみ可（団体利用は不可）
- ③ 利用可能施設：ランニングコース（更衣室、シャワールームは使用禁止）
※ 令和2年3月2日以降に使用期限が切れた定期券をお持ちの方は、窓口でご提示いただくと、**20円**で利用できます。それ以外の方は、今まで通りです。
- ④ 高校生以下の利用は不可

◆ 感染要望対策のための利用条件

- ① 利用者名簿の記入（住所、氏名、連絡先、利用時間の記入）
- ② 近距離での会話を控える、密集を避ける
- ③ 風邪症状や熱がある人は利用自粛
- ④ 定期的な換気（屋内のみ、1～2時間ごと）
- ⑤ 手指消毒を行う（屋内）